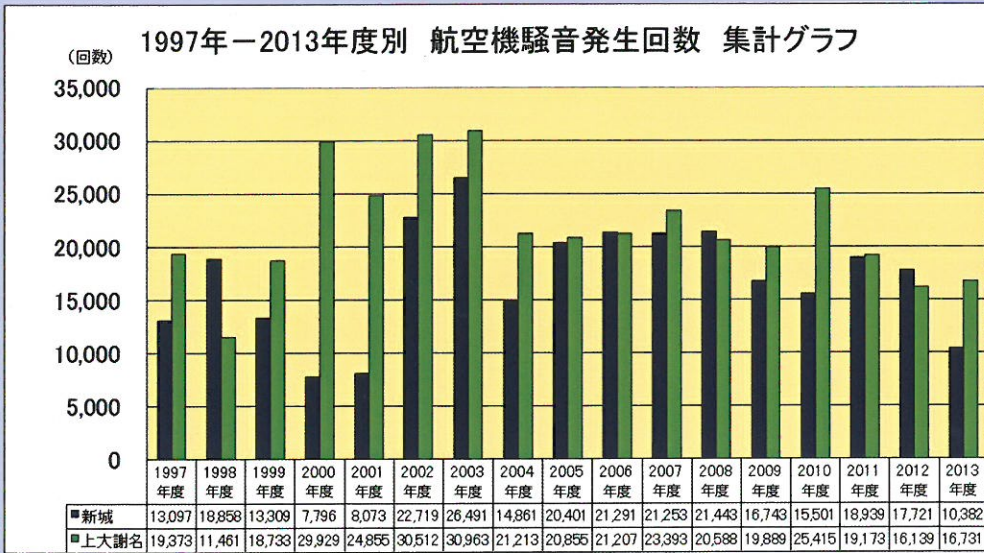


# 基地から派生する被害

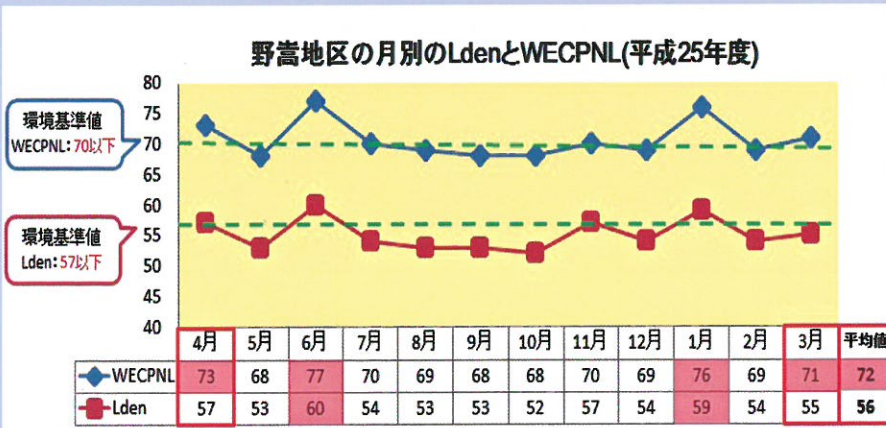
## 騒音被害



市と県では、市内8カ所に騒音測定器を設置しています。

○測定条件○

- ・騒音値が暗騒音レベル(環境騒音)より10dB以上大きいもの
- ・騒音が5秒以上継続するもの
- ・航空機が発したトランスポンダ応答信号電波を受信したもの



■: 環境基準値を超過した値

平成25年度から、航空機騒音に係る環境基準の指標が、従来のWECPNLから、Ldenへ変更されました。野嵩地区の平成25年度の値を両方で比べてみると、WECPNLでは環境基準を超過していますが、Ldenでは基準値内という結果となっており、実際の騒音発生状況は同じであるにもかかわらず、軽減しているような印象を与えています。

宜野湾市民は日常的に米軍機騒音にさらされた生活を余儀なくされています。

また、市内全域から騒音に関する苦情が寄せられているにも関わらず、防音工事の対象区域は一部地域にとどまっており、政府への要請を通じ防音工事の助成対象区域の拡大を求めています。

